2　法第六条の二十三の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第六条の十一第四項の規定により病院等の管理者から医療事故調査の結果の報告を受けた年月日

二　前号の報告に係る医療事故の概要

三　第一号の報告に係る法第六条の十六第一項第一号の規定による整理及び分析結果の概要

附　則

1　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

2　この省令による改正後の医療法施行規則第一条の十の二から第一条の十の四までの規定は、この省令の施行の日以後の死亡又は死産について適用する。

告　示

○総務省告示第百八十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条第五項の規定に基づき、希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない基幹放送局を次のとおり定める。

なお、平成十三年総務省告示第四百七十九号（無線局免許手続規則第二条第五項の規定に基づき希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない放送局を定める件）は、廃止する。

平成二十七年五月八日

総務大臣　山本　早苗

一　七六・一MHz及び八九・七MHzの周波数を使用する超短波放送（地上系）を行う基幹放送局であって、当該周波数を使用する放送の円滑な実施を確保するために当該周波数の範囲において周波数の変更をする必要のあるものであり、かつ、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送するもの

二　四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数を使用するテレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局であって、当該周波数を使用する放送の円滑な実施を確保するために当該周波数の範囲において周波数の変更をする必要のあるものであり、かつ、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送するもの

○法務省告示第二百六十号

兵庫県南あわじ市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年五月八日

法務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

兵庫県三原郡賀集村八幡立川瀬組一番地の一

野上　彌生

○法務省告示第二百六十一号

神奈川県厚木市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年五月八日

法務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

神奈川県愛甲郡南毛利村愛甲千四十二番地

長谷川藤之吉

○法務省告示第二百六十二号

北海道千歳市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年五月八日

法務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

北海道千歳市中央番外地

生田　國雄

○法務省告示第二百六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月八日

法務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

第二号ハの表に次のように加える。

三興工業株式会社	塗装
大阪府大阪市西淀川区御幣島五丁目一番二十四号	

○外務省告示第百四十六号

平成二十五年十月三日に東京で、税関に係る事項における協力及び相互支援に関する日本国政府とスペイン政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十七年五月八日に効力を生じた。

平成二十七年五月八日

外務大臣　岸田　文雄

税関に係る事項における協力及び相互支援に関する日本国政府とスペイン政府との間の協定

日本国政府及びスペイン政府（以下「両締約国政府」という。）は、

関税法令違反が、それぞれの国の経済、財政、社会及び商業における利益並びに正当な貿易の利益を害するものであることを考慮し、

麻薬、向精神薬、武器、爆発物、化学物質、生物物質及び核物質の不正取引が公衆衛生及び社会に害を及ぼすことを考慮し、

関税の正確な査定並びに禁止、制限及び規制のための措置の適正な実施を確保することの重要性を考慮し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

関税法令違反を防止するための努力及び関税の正確な徴収を確保するための努力が、両税関当局間の協力により一層効果的に行われることができることを確信し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定に留意し、

二千八年一月三十日の税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定を考慮し、

二千十一年一月二日の刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定を考慮し、

麻薬に関する単一条約（ニューヨーク、千九百六十一年）、向精神薬に関する条約（ウィーン、千九百七十一年）及び麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（ウィーン、千九百八十八年）を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「税関当局」とは、日本国にあっては財務省、スペインにあっては財務・公共行政省（他の省の相応する権限を害するものではない。）をいう。

(b)　「関税法令」とは、関税に関するものであるか、税関当局の権限の範囲内における禁止、制限又は規制のための措置に関するものであるかを問わず、税関当局によって執行される法令であって、物品の輸入、輸出及び通過並びに税関手続又は税関制度を規律するものをいう。

(c)　「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

(d)　「関税」とは、輸出入に際し税関当局により課され、徴収される全ての関税、租税及び手数料をいう。

(e)　「者」とは、自然人又は法人をいう。

(f)　「要請当局」とは、この協定に基づいて税関に係る事項に関する支援を要請する税関当局をいう。

(g)　「被要請当局」とは、この協定に基づく税関に係る事項に関する支援の要請を受ける税関当局をいう。

(h)　「監視付移転」とは、犯罪を調査するため及び犯罪を実行し、又はその実行に関与した者を特定するため、一の国の権限のある当局が、事情を知りながら、かつ、その監視の下に、不正な又はその疑いがある送り荷が当該国の関税領域を出、これを通過し、又はこれに入ることを認めることとする方法をいう。

(i)　「情報」とは、データ、文書、報告その他の連絡をいう。

(j)　「個人データ」とは、特定された又は特定し得る個人に関する全ての情報をいう。

(k)　「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をいう。

第二条　この協定の適用範囲

1　両締約国政府は、物品の適法な移動を円滑にし、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、及び調査し、並びに関税法令違反に対応するため、この協定に定める条件に従い、税関当局を通じて相互に支援する。この協定は、関税又は罰金を回収するための支援を対象としない。

2　両締約国政府は、税関手続の簡素化及び調和のため、5に定める法的枠組みの範囲内で、税関当局を通じて協力するよう努める。

3　この協定は、各締約国政府の国において施行されている法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で両締約国政府によって実施される。